

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での解釈・解説
I.公共建築物		
A-8 出入口		
②形式		
◎	戸は、自動式引き戸、手動式引き戸または手動式開き戸のいずれかとする。（開閉の難易度からすると、自動式引き戸、手動式引き戸、手動式開き戸の順となる。）	利用者が使用する屋外からの出入口の戸は、自動式引き戸と手動式開き戸の両方を設置すること。その他の戸は、自動式引き戸、手動式引き戸または手動式開き戸の順でいずれかとする。
◎	回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。	いかなる場合においても回転ドアは設置しないこと。
◎	戸が透明な場合、衝突防止のために、目の高さの位置（床上110cmと160cm 程度の2 か所、又は床上140cm 程度の1 か所）に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様などで識別できるようにする。	衝突防止のために床上140cm 程度の1 か所に横桟又は色や模様をいれること。
③引き戸		
○	引き戸は、軽い力で操作のできる自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とし、段差のある敷居や溝を設けないことが望ましい。	自閉式上吊り引き戸は一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するものとする。
A-9 廊下		
⑥ 曲がり角		
○	柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」、「曲面取り」またはコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。	柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」または「曲面取り」により危険防止に配慮すること。
⑦ 表示		
○	主な部屋の出入口には、高齢者や弱視者に配慮して、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を立位の大人から車いす使用者、子どもまで対応できるように、床上110cmと160cm 程度の2 か所（1 か所の場合は床上140cm 程度）に掲出することが望ましい。	展示室以外の主な部屋の出入口には、高齢者や弱視者に配慮して、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を、床上140cm程度に1ヶ所掲出すること。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での解釈・解説
B-1 バリアフリートイレ		
②便房の大きさ		
◎	建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、内法寸法150cm×180cm以上（側方進入の場合）または内法寸法130cm×200cm 以上（直進または側方進入の場合）の簡易型バリアフリートイレを設ける。	いかなる場合においても簡易型バリアフリートイレの設置は認めず十分なスペースを確保したバリアフリートイレとすること。
○	電動車いす使用者が360 度回転できるよう、直径180cm 以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。（床面積2,000 m ² 以上の公共建築物、車いす使用者が多数利用することが想定される公共建築物ではこの大きさを標準とする。）	電動車いす使用者が360度回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けること。
③便房への出入口		
◎	出入口ドアは、自動式引き戸または手動式引き戸とし、その前後に高低差を設けない。	出入口のドアは全て自動式引き戸とする。
④便器		
◎	便器は、腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。	便器は、腰掛便座とし、壁掛式便器とする。
⑥ 便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタン等		
◎	便器洗浄ボタンは、押しボタン式、くつべら式などの操作のしやすい形状とする。（自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って感知させてしまうため、なるべく採用しない。）	便器洗浄ボタンは、押しボタン式とする。（自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って感知させてしまうため、採用しない。）
⑦ 小型手洗器・洗面器		
◎	水栓器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。	水栓器具は、光感知式とする。
⑭オストメイト等への対応		
◎	オストメイト用設備は便器とは別に設置し、オストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）は、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除いては設けない。	いかなる場合においてもオストメイト簡易型設備の設置は認めず、オストメイト用設備を便器とは別に設置すること。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での解釈・解説
B-2 一般用トイレ		
②便器		
◎	高齢者や足腰の弱っている人も利用しやすいよう、大便器は基本的に洋式便器とする。 （和式便器の方が使いやすい利用者にも配慮するため、洋式便器と和式便器の両方を設けることは妨げないが、その場合には洋式便器を和式便器よりも多く設ける。）	高齢者や足腰の弱っている人も利用しやすいよう、大便器はすべて洋式便器とする。
◎	男子用小便器のある便所を設ける場合には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、床置き式又は低リップ（リップ高35cm 以下のものに限る）の壁掛け式の小便器を1 以上設ける。	男子用小便器のある便所には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、低リップ（リップ高35cm 以下のものに限る）の壁掛け式の小便器を1 以上設ける。
⑥段差		
◎	トイレの出入口や便房の出入口には、段差を設けない。（スロープを設ける場合はこの限りではない。）	トイレの出入口や便房の出入口には、スロープ及び段差を設けないこと。
⑨乳幼児用設備		
◎	便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすの両方またはいずれか）を有する便房を1以上設ける。	便所のうち男子用及び女子用のそれぞれ1以上には、子ども用便座とベビーチェアを有する便房を1以上設ける。
○	利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）はバリアフリースイレとは別の便房に設けることが望ましい。（建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合は除く。）	原則、バリアフリースイレには乳幼児用おむつ交換台は設置しない。
B-3 洗面所		
① 洗面器		
○	洗面器は、寄りかかって使用できるよう、カウンター方式か手すりを設けることが望ましい。	洗面器は、カウンター方式とし、出入口に最も近接する洗面器に手すりも設けること。
②水洗器具		
○	レバー式、光感知式などの簡単に操作できるものが望ましい。	水洗器具は、光感知式とする。